

○経済産業省告示第二十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月四日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の	二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の

第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第 1 (略)

第 2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モン
トリオール議定書附属書に定める物質及び製品
、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関す
る法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に
関する水俣条約に定める水銀

1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際
取引に関する条約（以下「ワシントン条約」
という。）の締約国及び同条約の管理当局に
準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約
国等」という。）以外の国又は地域を原産地
又は船積地域とする同条約附属書 I に掲げる

第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第 1 (略)

第 2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モン
トリオール議定書附属書に定める物質及び製品
、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関す
る法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に
関する水俣条約に定める水銀

1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際
取引に関する条約（以下「ワシントン条約」
という。）の締約国及び同条約の管理当局に
準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約
国等」という。）以外の国又は地域を原産地
又は船積地域とする同条約附属書 I に掲げる

種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、アイザメ科全種、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルザメを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定され

種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルザメを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特

るものに限る。)並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2～4 (密)

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

定されるものに限る。)並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2～4 (密)

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等 1 ワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経 0 度から東経 70 度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。））、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンド	第 2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等 1 ワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経 0 度から東経 70 度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。））、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンド

ウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキ
エイ科全種及びジンベイザメを除く。) 又は
植物 (人工的に繁殖させた交配種を除く。) 並
びにこれらの個体の一部及び派生物 (二の
表の第2に基づき二号承認を受けるべきもの
を除く。)

2～5 (密)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり
とし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の
承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を
輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認
を要しないものとする同条第二項の規定により行
うべき手続は、6の貨物を輸入する場合において

ウ、まっこう鯨及びつち鯨を除く。) 又は植
物 (人工的に繁殖させた交配種を除く。) 並
びにこれらの個体の一部及び派生物 (二の表
の第2に基づき二号承認を受けるべきものを
除く。)

2～5 (密)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおり
とし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の
承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を
輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認
を要しないものとする同条第二項の規定により行
うべき手続は、6の貨物を輸入する場合において

の6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ6 (略)

7(1) (略)

(2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属する

の6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ6 (略)

7(1) (略)

(2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属する

もの（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、アイザメ科全種、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該

もの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち

第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの
 (二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。)を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

一				
全地域	エ	ジンバブ	(略)	国
ワシントン条約		(略)	(略)	種
動物並		(略)	(略)	貨物

、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの
 (二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。)を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

一				
(新設)	エ	ジンバブ	(略)	国
(新設)		(略)	(略)	種
(新設)		(略)	(略)	貨物

										</		

）

二・三			
(略)			
(略)	出所の区分が不明又は条約適用前取得であるサ イガに限る。)		
(略)			

(3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベエザメ（８の(2)に掲げる貨物を除く。）に限

二・三			
(略)			
(略)			
(略)			

(3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨（８の(2)に掲げる貨物を除く。）に限る。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生

る。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する
生きている動物（クロトガリザメ、ヨシキリ
ザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ
、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウ
バザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオ
ザメ、ニシネズミザメ、アイザメ科全種、タ
ツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フス
コギルヴァを除く。）及び同条約附属書Ⅲに
掲げる種に属する生きている動物（当該動物
を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするもの
に限る。）であつて、二の表のハニに基づき二
号承認を受けるべきもの及び(4)に基づき経済
産業大臣の確認を受けるべきものの以外のもの

きている動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨ
シキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモ
クザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全
種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バ
ケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ
、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・
フスコギルヴァを除く。）及び同条約附属書
Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該
動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするも
のに限る。）であつて、二の表のハニに基づ
き二号承認を受けるべきもの及び(4)に基づき
経済産業大臣の確認を受けるべきものの以外の
ものを輸入しようとする者は、別に定めると

を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(4)～(10) (略)

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない

ころにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(4)～(10) (略)

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない

。

(1)・(2) (略)

(3) ワシントン条約の締約国等を船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメに限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるものを除く。）、同条

。

(1)・(2) (略)

(3) ワシントン条約の締約国等を船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨に限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるものを除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガ

約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロト
ガリザメ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ
、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オ
ナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、
アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、
アイザメ科全種、タツノオトシゴ属全種及び
ホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）又
は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
（植物の個体の一部及び派生物にあつては、
附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）で
あつて、二の表の罫に基づく二号承認を受
けることを要しないもの及び7の(2)から(4)ま
でに基づく経済産業大臣の確認を受けること

リザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモ
クザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザ
メ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロ
ザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミ
ザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種
及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。
）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派
生物（植物の個体の一部及び派生物にあつて
は、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。
）であつて、二の表の罫に基づく二号承認
を受けることを要しないもの及び7の(2)から
(4)までに基づく経済産業大臣の確認を受ける
ことを要しないものについては、当該船積地

を要しないものについては、管理当局等が同
条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許
可書又は再輸出証明書の原本

(4)
↳
(10)
(略)

域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれ
に準ずる当局（以下「管理当局等」という。
）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る
輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(4)
↳
(10)
(略)

附 則

この告示は、令和八年三月五日から施行する。ただし、二の表の欄の「の改正規定（「アイザメ科全種」を加える部分に限る。）」、三の七の(2)及び(3)の改正規定（「アイザメ科全種」を加える部分に限る。）」並びに三の八の(3)の改正規定（「アイザメ科全種」を加える部分に限る。）」については、令和九年六月五日から施行する。